

石垣市缶類の資源化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 飲料缶以外の缶類の資源化（以下「缶類の資源化」という。）の実施に向けた検証を行うため、石垣市缶類の資源化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、石垣市における缶類の資源化に関する事項について審議し、市長に報告する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長が指定する関係団体の推薦する者10人以内
- (2) 市民2人以内
- (3) 市職員2人

2 前項第2号の委員は、公募によるものとし、募集要領は市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する検証結果を、市長に報告した日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第3条第1項第1号の委員が会議に出席できない場合は、その団体の代理委員の出席を可とする。

(報酬等)

第7条 委員等への報酬は、支給しないものとする。

(関係者の協力)

第8条 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合に

は、会議に関係者の出席を求め、その説明や意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民保健部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第2条の報告をした日限り、その効力を失う。

内 規

石垣市缶類の資源化検討委員会設置要綱に基づく委員
第3条関係（委員会）

第1号 市長が指定する関係団体の推薦するもの10人以内

- 指定団体
- ①石垣市婦人連合会（3人以内）
 - ②石垣市自治公民館連絡協議会（3人以内）
 - ③石垣市老人クラブ連合会
 - ④石垣市商工会
 - ⑤石垣市清掃事業協同組合
 - ⑥石垣市一般廃棄物協議会

第2号 公募委員 2人以内

- ・別紙公募要領
- ①市民公募
 - ②市民公募

第3号 市職員 2人

- ①市民保健部長
- ②教育部長

石垣市缶類の資源化検討委員会 委員名簿

	氏 名	所属・役職	備 考
一 号 委 員	かがわ かつえ 鹿 川 克 江	石垣市婦人連合会 生活部長	
	みやぎ とし 宮 城 利	石垣市婦人連合会 生活副部長	
	まえの あいこ 前 野 愛 子	石垣市婦人連合会 生活副部長	
	よねもり かつみ 米 盛 勝 三	石垣市自治公民館 連絡協議会 理事	
	おおはま えいじ 大 浜 永 治	石垣市自治公民館 連絡協議会 理事	
	かびら しんしょう 川 平 真 章	石垣市自治公民館 連絡協議会 理事	
	いしがき じつゆう 石 垣 實 勇	石垣市老人クラブ連 合会 会長	
	まえもり ひとし 前 盛 均	石垣市清掃事業協 同組合 代表理事	
	たかしま ただじ 高 島 忠 次	石垣市一般廃棄物 協議会 会長	
	がきや たかし 我 喜 屋 隆	石垣市商工会 会長	
二 号 委 員	応募なし		
	応募なし		
三 号 委 員	さきやま よういく 崎 山 用 育	市民保健部長	
	まえもり よしはる 前 盛 善 治	教育部長	